

2020年6月5日

株 主 各 位

東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
日本アセットマーケティング株式会社
代表取締役社長 和 知 学

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会につきましては、株主の皆さまの健康と安全並びに新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、可能な限り書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）による議決権の行使をいただき、株主の皆さまの健康状態にかかわらず、可能な限りご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

なお、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）による議決権の行使は、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに行っていましたようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合〕

3頁から4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテル イースト21東京 3階 東陽の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第21期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

議 案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jasset.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

また、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.jasset.co.jp/>) に掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染症への対応につきまして＞

新型コロナウイルス感染症への予防及び拡大防止のため、株主総会会場において運営スタッフのマスク着用での対応や株主の皆さまへのアルコール消毒液の噴霧のお声がけなどの措置を講じる場合があります。併せて、体調不良と見受けられる方には当社の判断に基づき、入場をお控えいただくこともございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、株主の皆さまには、可能な限り書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。なお、当日ご出席を検討されている株主の皆さまにおかれましては、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご心配やご不安のある場合は、無理をなさらずにご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、新型コロナウイルス感染症への予防及び拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、ご来場いただきましても入場をお断りする場合もございます。予めご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。

なお、今後の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合はインターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.jasset.co.jp/>) に掲載いたします。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1. 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(1) 議決権行使ウェブサイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。
議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>
- ② 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(2) 議決権行使のお取扱いについて

- ① インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② インターネットによる議決権行使は、2020年6月25日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めの行使をお願いいたします。

(3) パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ② パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

(4) ご利用環境

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
 イ. Webブラウザ及びPDFビューアがインストールされていること (以下の組み合わせで動作確認をしています)。

OS	Webブラウザ	PDFビューア
Microsoft Windows 7	Internet Explorer 11 (32bit版)	Adobe Reader XI
Microsoft Windows 8.1	Internet Explorer 11 (32bit版)	Adobe Reader XI
Microsoft Windows 10	Internet Explorer 11 (32bit版)	Adobe Acrobat Reader DC

※Microsoft Windows及びInternet Explorer は、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe, Acrobat及びReaderは、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社)の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

- ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除 (又は一時解除) するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

以 上

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、越塚孝之氏は2020年3月31日をもって取締役を辞任により退任いたしました。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
※ 1	しら はま みつ あき 白濱 満 明 (1967年3月7日生)	1997年5月 ㈱ドン・キホーテ（現㈱バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）入社 2004年9月 ㈱パウ・クリエーション（現日本商業施設㈱） 代表取締役社長 2013年12月 ㈱ドン・キホーテシェアードサービス（現㈱バン・パシフィックシェアードサービス）企画開発部 部長 2014年2月 ㈱ディワン 代表取締役社長（現任） 2016年12月 当社 アセット事業部 部長（現任） 2019年11月 ㈱アセット・プロパティマネジメント 代表取締役社長（現任） 2020年3月 当社 執行役員（副社長待遇）（現任）	一 株
(取締役候補者とした理由) 白濱満明氏は、不動産部門を中心に豊富な経験と見識を有しており、当社においても不動産の取得・売却を行うアセット部門を管掌しております。これらのことから、今後の当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であると判断し、同氏を取締役候補者いたしました。			
2	お ち まなぶ 和 知 学 (1980年1月7日生)	2003年3月 ㈱ドン・キホーテ（現㈱バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）入社 2016年2月 同社 IR部 マネージャー 6月 当社 取締役 管理本部 部長 2019年1月 ㈱ドンキホーテホールディングス（現㈱バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス）IR部 ゼネラルマネージャー 2020年3月 当社 代表取締役社長（現任）	13,300株
(取締役候補者とした理由) 和知学氏は、主にIR部門を中心に幅広い経験を有しており、当社においてもステークホルダーに対するIR・広報活動を管掌しております。これらのことから、今後の当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。			
3	みつ い た ろう 三 井 太 郎 (1980年5月4日生)	2004年11月 ㈱パウ・クリエーション（現日本商業施設㈱）入社 2014年4月 同社 テナント開発部 部長代理 2017年6月 当社 取締役 テナント運営部 部長（現任）	6,600株
(取締役候補者とした理由) 三井太郎氏は、主に商業施設へのテナント誘致業務を中心に幅広い経験を有しており、当社においてもテナント賃貸の運営部門を管掌しております。これらのことから、今後の当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
※ 4	三井 剛 (1970年9月28日生)	2006年4月 ㈱パウ・クリエーション(現日本商業施設㈱)入社 2017年7月 ㈱ドン・キホーテシェアードサービス(現㈱パン・パシフィックシェアードサービス) 開発本部 企画開発第一部 マネージャー 2019年5月 同社 開発本部 企画開発部 ゼネラルマネージャー 2019年11月 ㈱パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 開発本部 ゼネラルマネージャー(現任)	一株
(取締役候補者とした理由) 三井剛氏は、主に不動産部門を中心に、物件開発及び商業施設の運営・管理・サポート業務の幅広い経験と実績を有しております。これらのことから、今後の当社の企業価値向上を推進するために適切な人材であると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者であります。
 2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

(注)文中の将来に関する事項は、本資料作成日現在において当社グループが判断したものであります。

① 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善や企業設備投資の増加により、景気は緩やかな回復基調で継続していたものの、2019年10月の消費税率引上げや新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、先行き不透明な状況が続いております。

不動産業界におきましては、国内外からの観光客の増加や再開発事業等の進展に加え、金融緩和による良好な資金調達環境も相まって商業地の地価は底堅い需要に支えられておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による地価の下落やテナント企業の撤退、賃料の支払い猶予や減額等、景気の下振れが懸念されます。

このような状況のもと、当社グループは時代の変化や不動産の潮流に柔軟に対応する総合不動産業を目指しております。

各事業におきましても引き続き、テナント賃貸事業及び不動産管理事業に経営資源を集中し、主に株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスのグループ会社である各リテール事業法人の出店数に対応した建物の保全や効率的な保守・メンテナンスの実施により、堅実な収益の確保を図ってまいりました。

当連結会計年度の物件の状況につきましては、建築中であった物件が2020年3月に竣工したため、関東地方の物件数が1物件(東京都品川区物件)増加いたしました。一方で、さらなる経営資源の選択・集中を図り、建物管理の効率化を推し進めるため、1物件(東京都港区物件)の不動産を売却いたしました。

この結果、2020年3月末時点における当社グループの保有物件数は、125物件(2019年3月末時点 125物件)となりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高226億65百万円(前期比4.5%増)、営業利益83億66百万円(前期比0.7%減)、経常利益81億67百万円(前期比1.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益61億8百万円(前期比9.6%減)となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

「テナント賃貸事業」

当連結会計年度におきましては、不動産市況を考慮しつつ継続的な事業の発展及び企業価値の向上に資する事業用収益物件の取得を慎重に検討する一方で、入居テナントの入れ換えを効果的に実施し、安定的な収益確保を推進しております。また、前期に取得・竣工した事業用収益物件が寄与し、テナント賃貸面積が拡大したことから、前年と比較して売上増加に貢献しております。その結果、売上高184億51百万円（前期比2.0%増）、営業利益83億81百万円（前期比1.2%減）となりました。

「不動産管理事業」

当連結会計年度におきましては、引き続き、当社の不動産管理事業における建物管理の受託物件数が増加し、保守・メンテナンス分野のファシリテータサポートを推進したことから、売上が一層伸長しております。また、専門性を有する人材の採用・育成も継続して行っております。その結果、売上高39億74百万円（前期比18.3%増）、営業利益4億89百万円（前期比0.4%増）となりました。

「その他事業」

当連結会計年度におきましては、テナント企業様に対する最適な省エネプランの提案等、電力を中心としたコスト削減やエネルギーの効率的な活用による建物管理のコンサルティング事業を引き続き推進しております。その結果、売上高2億40百万円（前期比1.2%減）、営業利益1億78百万円（前期比21.1%増）となりました。

（単位：百万円）

	テナント賃貸 事業	不動産管理 事業	その他事業	調整額	連結 計算書類 計上額
売 上 高					
(1)外部顧客への 売上高	18,451	3,974	240	-	22,665
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	18,451	3,974	240	-	22,665
営 業 利 益	8,381	489	178	△683	8,366

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は56億1百万円であります。その主な内訳は有形固定資産55億90百万円であり、主に将来の収益化が見込める土地等の取得によるものであります。

また、当連結会計年度において、東京都港区の物件を売却しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2017年3月期)	第 19 期 (2018年3月期)	第 20 期 (2019年3月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	17,896	19,199	21,691	22,665
経 常 利 益 (百万円)	6,779	7,220	8,279	8,167
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	11,120	6,547	6,756	6,108
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	34.28	10.69	8.72	7.89
総 資 産 (百万円)	145,442	179,006	181,798	169,902
純 資 産 (百万円)	64,759	103,246	110,003	108,062
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	126.27	133.28	142.00	151.62

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2017年3月期)	第 19 期 (2018年3月期)	第 20 期 (2019年3月期)	第 21 期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	17,881	19,155	21,686	22,600
経 常 利 益 (百万円)	6,844	7,170	8,549	8,437
当 期 純 利 益 (百万円)	11,185	6,497	7,027	6,378
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	34.49	10.61	9.07	8.24
総 資 産 (百万円)	142,127	177,201	179,898	168,868
純 資 産 (百万円)	64,825	103,262	110,290	108,619
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	126.40	133.30	142.38	152.40

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	22,968百万円	88.98% (19.08%)	不動産の賃借

(注) 1. 当社に対する議決権比率欄の()は間接所有割合であり、内数で記載しております。

2. 親会社である株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングスからの不動産の賃借に当たっては、第三者の不動産鑑定士の鑑定に基づき、取引条件を検討し、決定しております。

当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないことを確認したうえで、取引ごとにその適正性及び妥当性を判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社アセット・パートナーズ	1百万円	100.00%	不動産の取得、保有、賃貸、管理及び仲介等

(4) 対処すべき課題

中長期的な会社の経営戦略を達成するための、現状の課題は以下のとおりであります。

① 安定的なテナント賃貸収益確保の推進

不動産市況を考慮しつつ継続的な事業の発展及び企業価値の向上に資する事業用収益物件の取得を検討する一方で、入居テナントの入れ換えを効果的に実施し、安定的な収益確保を推進してまいります。

② 継続的な人材確保と組織体制の改革

日本の社会全体の人口減少により各産業の人材採用は極めて困難となっております。当社グループは安心・安全な建物管理サービスをテナント企業様に提供するため、工事・修繕・メンテナンスに関わる専門性の高い人材確保を積極的に推進し、磐石な組織体制を構築してまいります。

③ 管理物件の保守・メンテナンスの維持・運営

当社グループの管理物件数が増加し、管理物件の地域は拡大しております。そのため、大規模な地震や突風・豪雪など昨今の異常気象等による突発的な自然環境の変化により、当社管理物件が大きな損害を受けるリスクが高まっております。当社グループは事前対策の強化として、各物件の点検・監視体制の強化、計画修繕の適切な実行により、突発的な自然環境の変化に対応してまいります。

なお、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により、当社が属する不動産業界においても、各種テナント企業の業績悪化など厳しい経営環境が続くと予想されます。当社グループは、今後も国内外の諸情勢を注視し、環境の変化に柔軟に対応してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容
テナント賃貸事業	当社グループが賃借・保有する不動産の賃貸事業を行っております。
不動産管理事業	当社グループが賃貸した不動産を始めとする、商業施設等における管理・運営・保守等の事業を行っております。
その他事業	エネルギーの効率的な活用やコスト削減、最適な省エネプランに関するコンサルティング事業を行っております。

(6) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

当社 本社	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
札幌事務所	北海道札幌市中央区南2条西4丁目1番地
愛知稲沢事務所	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
大阪事務所	大阪府大阪市天王寺区上之宮町1番24号

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
テナント賃貸事業、 不動産管理事業、 その他事業	156名	15名増
全社（共通）	7名	0名増
合計	163名	15名増

- (注) 1. 使用人数には当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 使用人数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時使用人は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
163名	15名増	36.3歳	3.2年

- (注) 1. 使用人数には当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
2. 使用人数は就業人員であり、パートタイマー等の臨時使用人は含まれておりません。
3. 平均勤続年数は、転籍異動した者の転籍元会社での勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 額 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	6,100百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,625百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,500百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- ② 発行済株式の総数 774,645,947株
- ③ 株主数 15,845名 (前期末比2,852名減)
- ④ 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 パ ン ・ パ シ フ ィ ッ ク ・ イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル ホ ー ル デ ィ ン グ ス	498,213,547株	69.90%
株 式 会 社 エ ル エ ヌ	136,000,000株	19.08%
永 井 詳 二	2,500,000株	0.35%
中 山 高 徳	2,449,600株	0.34%
藤 見 幸 雄	2,218,200株	0.31%
BNYMSANV RE GCLB RE JP RD LMGC	1,653,221株	0.23%
塩 野 芳 嗣	1,605,100株	0.22%
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-J APANES E SMALL COMPANY SERIES	1,200,539株	0.16%
深 江 節 子	1,136,500株	0.15%
B N Y G C M A C C O U N T S M N O M	1,075,000株	0.15%

(注) 1. 当社は、自己株式を61,918,950株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年2月5日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けについて決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得対象株式の種類 普通株式

取得した株式の総数 61,918,250株

取得価額の総額 8,049,372,500円

取得期間 2020年2月6日から2020年3月6日まで

3. 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2020年3月31日現在)

当会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	和 知 学	—
取 締 役	三 井 太 郎	当社 テナント運営部 部長
取 締 役	秋 山 純 一	当社 施設管理部 部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	田 中 和 仁	—
取 締 役 (監査等委員)	宮 田 勝 弘	不動産鑑定士
取 締 役 (監査等委員)	小 林 明 夫	税理士 小林明夫税理士事務所代表 株式会社極楽湯ホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 前代表取締役であった越塚孝之氏は、2020年3月31日をもって取締役を辞任いたしました。なお、重要な兼職は株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス執行役員でありました。
2. 2020年3月31日付で、和知学氏は取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
3. 情報の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、田中和仁氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役(監査等委員)の宮田勝弘氏、小林明夫氏は、社外取締役であります。また、同2氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 取締役(監査等委員)の小林明夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
越塚 孝之	2020年3月31日	辞任	代表取締役社長 株式会社バン・パンフィック・インターナショナルホールディングス 執行役員
木村 高大	2019年6月27日	退任	取締役（常勤監査等委員）
寺浦 康子	2019年6月27日	退任	社外取締役（監査等委員） エンデバー法律事務所 パートナー弁護士 高周波熱錬株式会社 社外取締役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

④ 取締役を支払った報酬等の額

1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （内、社外取締役）	4名 （一名）	23百万円 （一百万円）
取締役（監査等委員） （内、社外取締役）	5名 （3名）	10百万円 （6百万円）
合計	9名 （3名）	34百万円 （6百万円）

（注）役員報酬限度額（第18期定時株主総会決議による）

取締役（監査等委員を除く）年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）
取締役（監査等委員）年額20百万円以内

2) 社外役員が親会社等及び親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 監査等委員である取締役の小林明夫氏は、小林明夫税理士事務所代表及び株式会社極楽湯ホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
- 2) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者等又は業務執行者でない役員との親族関係
 該当事項はありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況

活 動 状 況	
取締役（監査等委員） 宮 田 勝 弘	当事業年度に開催された取締役会の100%に出席いたしました。主に不動産業界における長年の経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会の100%に出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項に関する協議などを適宜行っております。
取締役（監査等委員） 小 林 明 夫	当事業年度に開催された取締役会の100%に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会の100%に出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項に関する協議などを適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 UHY東京監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(最終改定日：2017年6月29日)

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役は平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、当社及びグループ会社に法令遵守の精神が徹底されるよう引き続き率先して行動する。
 - 2) 当社の取締役の適正な職務執行を図るため、社外取締役を継続して選任し、取締役の職務執行の監督機能を向上させるとともに、社外取締役を含む監査等委員会が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と独立した立場から、公正で透明性の確保された監査を徹底する。
 - 3) 弁護士などの社外有識者を加えた人員で構成した「コンプライアンス委員会」により、公明正大で高い倫理観に則った事業活動の確保、企業統治体制と運営の適法性を確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な会議の議事録、並びにこれらの関連資料を保存、管理するための担当部署をおき、これらを10年間保存し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。
 - 2) 社内の情報ネットワークセキュリティ向上のためのツールの導入及び「情報セキュリティ管理規程」の適時適切な見直しを行い、社内における情報の共有を確保しつつ、その漏洩を防止する体制を確保する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 損失の危険の発生を予防するための情報の収集及び分析、並びに発生した損失の拡大を防止するため、コンプライアンス委員会が当社及びグループ会社の組織横断的なコンプライアンス上のリスクの分析と評価を実施し、取締役会及び担当部署が当社及びグループ会社全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - 2) 業務マニュアル、諸規程の体系化及び業務の標準化を適時適切に行い、オペレーショナル・リスクの最適化を目指す。
 - 3) リスク管理状況の監査については、内部監査室がこれを監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告していく。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は、取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた関係諸規程を定め、適時適切にこれを見直す。
 - 2) 当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催する。
 - 3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規程その他の社内規程に従い、それぞれの担当者及びその責任を明確にし、効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) コンプライアンス委員会は、取締役会の諮問機関として、コンプライアンスの推進・徹底を図る。
 - 2) コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項の教育を含めた企画立案を行い、コンプライアンス委員会の指示に基づき、コンプライアンス事務局がその運営を行う。
 - 3) 法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、使用人が社外機関へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制度を設置し、同制度が有効に機能するよう同制度の周知を徹底する。また、同制度の運用にあたっては、通報者に不利益が及ぶことのないように、その保護を最優先事項とする。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ会社各社の業務の遂行状況について、適時適切に取締役会へ報告がされなければならない。
 - 2) グループ会社各社の業務の遂行の適正を確保するため内部監査室が、当社のグループ会社各社と連携し、内部統制整備の実施状況を把握する。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、コンプライアンス委員会が必要に応じて指導・支援を実施する。
 - 3) グループ会社各社の適正な業務の遂行を図るために、「関係会社管理規程」を整備し、グループ会社各社の管理を行う。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置する。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査等委員会事務局スタッフについての人事（処遇、懲罰を含む。）については、事前に監査等委員会に報告しなければならない。
 - 2) 監査等委員会事務局スタッフが他部署の業務を兼務する場合、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた際には、当該指示を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長は、当該指示の遂行にあたって要請があった場合には、必要な支援を行う。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社及びグループ会社に著しい損害を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるときや、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、当社の監査等委員会に報告する。
 - 2) 監査等委員会は、取締役会のほか、重要会議への出席により職務執行に係る重要事項及びコンプライアンス委員会への出席によりコンプライアンス上の重要事項に関する報告を受ける。

- 3) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員会及び監査等委員会事務局からの会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 4) 上記各号に係る報告をしたことを理由として、監査等委員会に報告を行った者に対して不利な取扱いをすることを禁止する。
 - 5) 内部監査室は、各内部監査項目の内部監査が終了するごとに代表取締役社長へ報告するとともに監査等委員会への報告も行う。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びグループ会社各社の取締役、監査役との間で、必要に応じて意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を閲覧して、社内諸規程に対する準拠性の監査を補完するものとする。また、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容が相当であることを確認しなければならない。
 - 2) 「コンプライアンスホットライン」制度の運用状況について、定期的に当社監査等委員会に報告するものとする。
 - 3) 監査等委員である取締役がその職務の執行について必要となる費用の支払いの請求があったときは、速やかにこれに応じるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における、内部統制システムの整備の基本方針に基づく運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「内部統制システムの整備の基本方針」を定めるとともに、業務マニュアル、諸規程の体系化及び業務標準化を適時適切に整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。

また、每期継続的に内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施しております。さらにモニタリングの結果等を踏まえて、内部統制システムの改善及び強化に継続的に取り組んでおります。2017年6月28日の当社取締役会においてこれらも踏まえた「内部統制システムの整備の基本方針」の見直しを行い（2017年6月29日の定時株主総会における定款一部変更の決議により効力発生）、決議いたしました。

② コンプライアンス体制及び損失の危険の管理の体制

取締役は、弁護士などの社外有識者を加えた人員で構成したコンプライアンス委員会と連携し、当社及び当社グループ会社も含めた組織横断的なコンプライアンス上のリスクの分析と評価及びコンプライアンスに関する事項の教育を実施しております。

また、法令や社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員及び当社グループの取引先が社外機関及び社内の専門部署へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制度を設置し、同制度の内容はコンプライアンス委員会にて審議を行い、その内容を適時適切に当社取締役会及び監査等委員会に報告をしております。

- ③ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社各社の業務の遂行状況について、適時適切に当社取締役会及び監査等委員会へ報告がされ、また内部監査室が、グループ会社各社と連携し、内部統制整備の実施状況について把握しております。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、コンプライアンス委員会が必要に応じて指導や支援の実施をしております。

- ④ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）及びグループ会社各社の取締役等との意思疎通を図る機会を設け、当社及びグループ会社各社の事業に影響を与える、あるいは与えるおそれのある重要事項について、監査等委員会に速やかに報告を行うことにより監査の実効性を確保しております。

また、監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を閲覧して、社内諸規程に対する準拠性を監査し、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容について相当性の監査を実施しております。

(3) 反社会的勢力への対応

当社及びグループ会社は、以下のとおり、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方を定め、社内体制を整備しております。

- ① 当社及びグループ会社は、反社会的勢力と一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶します。
- ② コンプライアンス規程の倫理規範において、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶し、取引関係を含めて反社会的勢力とは一切の関係を持たない旨を規定しております。

また、同規定の行動指針において、以下のとおり反社会的勢力との関係を遮断する旨を規定しております。

- 1) 事業活動を行うにあたり、反社会的勢力とは接触せず、取引関係を含め一切の関係を遮断する。
- 2) 反社会的勢力による不当要求は、断固これを拒絶し、法令及び社内規則、規程及びマニュアルに従い組織全体として対応する。
- 3) 反社会的勢力に対して、裏取引・資金提供・利益供与は一切せず、また、これを受けない。
- ③ 反社会的勢力による暴力的な要求、又は不当な要求への対応を含む危機管理全般に関する事項の管掌部署を「管理本部」とし、警察・弁護士等の外部専門機関と連携して、情報の収集・管理を行い、事案の対応を行います。
- ④ コンプライアンス研修の一環として、反社会的勢力排除に関する全社員対象の研修を定期的に行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,362	流 動 負 債	14,817
現金及び預金	496	1年内返済予定の 長期借入金	2,250
売掛金	371	1年内償還予定の社債	1,916
前払費用	672	債権流動化に伴う 支払債務	5,908
預け金	248	未払金	1,143
関係会社預け金	8,747	未払法人税等	1,062
未収入金	67	未払消費税等	834
その他	759	前受収益	1,559
固 定 資 産	158,539	その他	144
有形固定資産	151,997	固 定 負 債	47,022
建物及び構築物	66,032	社 債	6,442
工具、器具及び備品	56	債権流動化に伴う 長期支払債務	632
土地	85,887	長期借入金	9,975
建設仮勘定	20	長期預り金	27,916
無形固定資産	1,956	PCB廃棄物処理費用引当金	4
借地権	316	資産除去債務	2,052
のれん	1,590	負 債 合 計	61,839
その他	48	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	4,585	株 主 資 本	108,062
投資有価証券	1,449	資 本 金	37,591
長期貸付金	747	資 本 剰 余 金	35,784
差入保証金	639	利 益 剰 余 金	42,736
繰延税金資産	1,725	自 己 株 式	△8,050
その他	24	純 資 産 合 計	108,062
資 産 合 計	169,902	負 債 純 資 産 合 計	169,902

連結損益計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,665
売 上 原 価		13,300
売 上 総 利 益		9,365
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		998
営 業 利 益		8,366
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	191	
受 取 手 数 料	27	
そ の 他	10	229
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	71	
支 払 手 数 料	100	
債 権 流 動 化 費 用	189	
そ の 他	66	428
経 常 利 益		8,167
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,285	
違 約 金 収 入	291	1,576
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,042	
災 害 に よ る 損 失	3	
そ の 他	4	1,050
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,693
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,587	
法 人 税 等 調 整 額	997	2,585
当 期 純 利 益		6,108
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6,108

連結株主資本等変動計算書

（自 2019年4月1日）
（至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	
当連結会計年度期首残高	37,591	35,784	36,628	△1	110,003	110,003
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,108		6,108	6,108
自己株式の取得				△8,049	△8,049	△8,049
当連結会計年度変動額合計	－	－	6,108	△8,049	△1,941	△1,941
当連結会計年度末残高	37,591	35,784	42,736	△8,050	108,062	108,062

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	11,346	流 動 負 債	14,864
現金及び預金	66	1年内返済予定の長期借入金	2,250
売掛金	371	1年内償還予定の社債	1,916
前払費用	660	債権流動化に伴う支払債務	5,908
預け金	248	未払金	1,040
関係会社預け金	8,747	未払法人税等	1,062
未収入金	1	未払消費税等	983
その他	1,250	前受収益	1,559
固 定 資 産	157,521	その他	144
有 形 固 定 資 産	129,022	固 定 負 債	45,384
建物	65,596	社債	6,442
構築物	435	債権流動化に伴う長期支払債務	632
工具、器具及び備品	56	長期借入金	9,975
土地	62,913	長期預り金	26,279
建設仮勘定	20	PCB廃棄物処理費用引当金	4
無 形 固 定 資 産	365	資産除去債務	2,052
借地権	316	負 債 合 計	60,248
ソフトウェア	0	純 資 産 の 部	
その他	48	株 主 資 本	108,619
投 資 そ の 他 の 資 産	28,133	資本金	37,591
投資有価証券	1,242	資本剰余金	35,784
関係会社株式	9,249	資本準備金	35,784
長期貸付金	747	利益剰余金	43,294
関係会社長期貸付金	14,512	その他利益剰余金	43,294
差入保証金	633	繰越利益剰余金	43,294
繰延税金資産	1,725	自 己 株 式	△8,050
その他	24	純 資 産 合 計	108,619
資 産 合 計	168,868	負 債 純 資 産 合 計	168,868

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,600
売 上 原 価		13,255
売 上 総 利 益		9,345
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		762
営 業 利 益		8,583
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	439	
受 取 手 数 料	27	
そ の 他	10	477
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	71	
支 払 手 数 料	100	
匿 名 組 合 投 資 損 失	199	
債 権 流 動 化 費 用	189	
そ の 他	61	622
経 常 利 益		8,437
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,285	
違 約 金 収 入	291	1,576
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,042	
災 害 に よ る 損 失	3	
そ の 他	4	1,050
税 引 前 当 期 純 利 益		8,963
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,586	
法 人 税 等 調 整 額	997	2,584
当 期 純 利 益		6,378

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当 期 首 残 高	37,591	35,784	35,784	36,915	36,915	△1	110,290
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				6,378	6,378		6,378
自 己 株 式 の 取 得						△8,049	△8,049
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	6,378	6,378	△8,049	△1,670
当 期 末 残 高	37,591	35,784	35,784	43,294	43,294	△8,050	108,619

	純 資 産 計
当 期 首 残 高	110,290
当 期 変 動 額	
当 期 純 利 益	6,378
自 己 株 式 の 取 得	△8,049
当 期 変 動 額 合 計	△1,670
当 期 末 残 高	108,619

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

日本アセットマーケティング株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都港区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 安 河 内 明 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アセットマーケティング株式会社
の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、
連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査
を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業
会計の基準に準拠して、日本アセットマーケティング株式会社及び連結子会社からなる企業
集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正
に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を
行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の
責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、
会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た
している。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断
している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して
連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚
偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統
制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作
成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企
業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を
開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を
監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

日本アセットマーケティング株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 谷 田 修 一 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 安 河 内 明 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アセットマーケティング株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月1日

日本アセットマーケティング株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 田中和仁 ㊟

監査等委員 宮田勝弘 ㊟

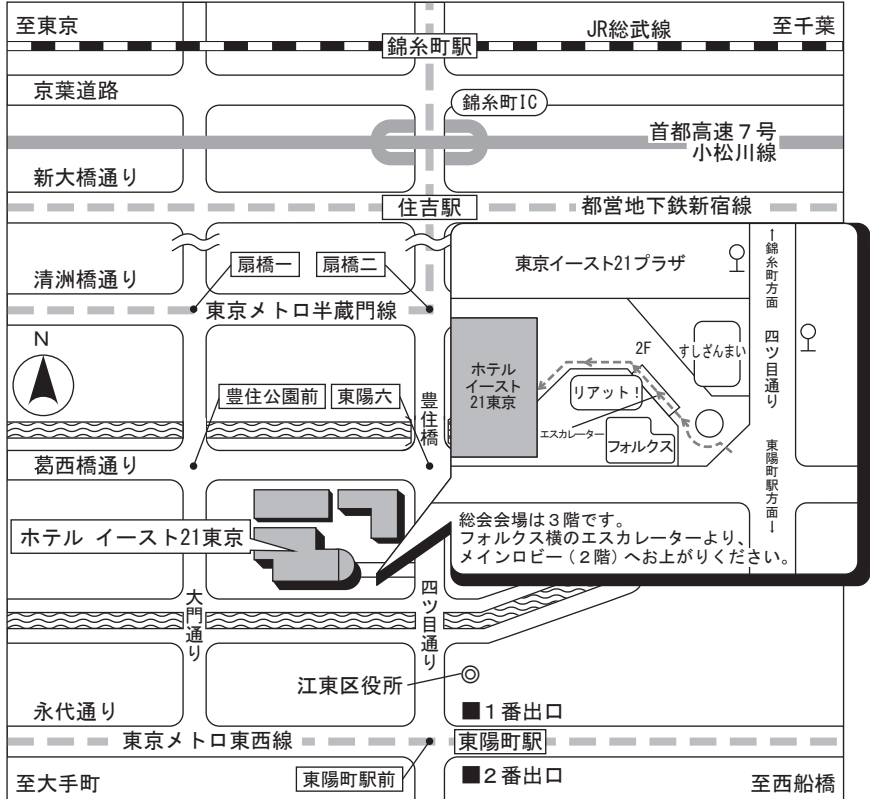
監査等委員 小林明夫 ㊟

(注) 監査等委員宮田勝弘及び小林明夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都江東区東陽六丁目3番3号
 ホテル イースト21東京 3階 東陽の間
 電 話 03 (5683) 5683 (代表)



交 通 東京メトロ東西線 東陽町駅（1番出口）より徒歩約7分
 東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線 住吉駅（A3出口）より
 都営バス<東22系統/東陽町駅・東京駅丸の内北口行>で約10分
 豊住橋（東京イースト21）下車
 JR総武線 錦糸町駅（南口）より
 都営バス<東22系統/東陽町駅・東京駅丸の内北口行>で約15分
 豊住橋（東京イースト21）下車